

第 10 次千葉県廃棄物処理計画（骨子案）

※本計画の構成や内容については、今後施策の展開方向などを検討する中で、柔軟に見直しを行います。

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画改定の背景

- ・ 本県の廃棄物の排出量は減少傾向にある。一方で、再生利用率の伸び悩み、不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化等の課題に引き続き対応していく必要がある。
- ・ 人口減少や少子高齢化社会等に対応した廃棄物処理体制の確立が求められている。
- ・ 食品ロスの削減や廃プラスチックへの対応、廃棄物エネルギーの活用や災害廃棄物の迅速な処理など新たな課題への対応が必要となっている。

第 2 節 策定方針

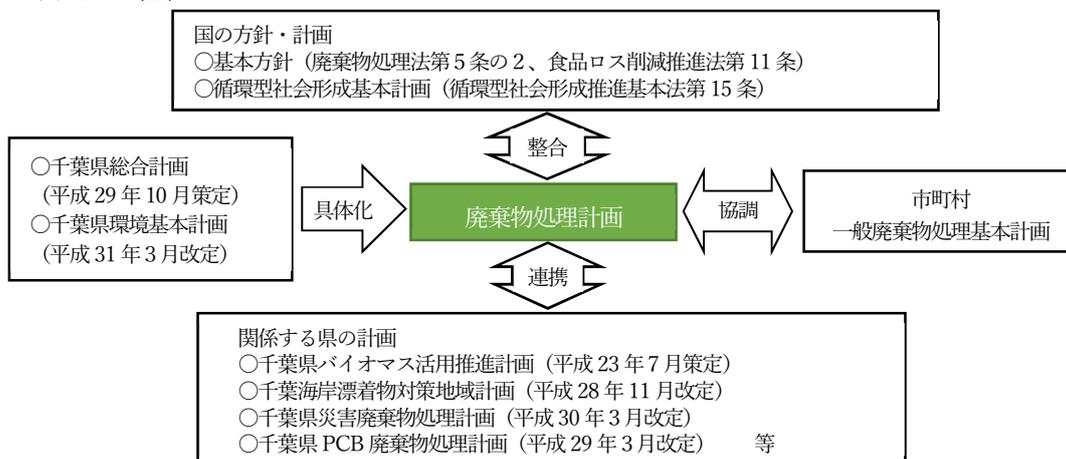
- ・ 廃棄物処理の現状と課題や、前計画の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画との整合を図り、策定する。

第 3 節 計画の位置付け及び計画期間

1 計画の位置付け

- ・ 本計画は、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定による法定計画。
- ・ 本県全体の廃棄物に関する施策の基本方針を示すとともに、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画を上位計画とした、個別計画として位置付けられるもの。
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」としても位置付ける。
- ・ 平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付ける。

<本計画の位置付け>



2 計画期間

- ・ 本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画とする。

第4節 計画の対象とする廃棄物

- ・ 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む。）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする。

第2章 社会の動向

第1節 国外の動向

1 国連でのSDGsの採択

- ・ 地球規模での環境問題の深刻化に対し、2015年の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに達成すべき『持続可能な開発目標（SDGs）』が示された。

2 海洋プラスチック等の廃プラスチック問題による環境汚染

- ・ 東南アジア等の廃プラ輸入規制やプラスチックの不適正処理により、その多くが海に流入し、生態系を含めた海洋環境や観光・漁業への影響が懸念されている。

第2節 国内の動向

1 人口減少、高齢化社会の進展と地域の衰退

- ・ 高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯の増加に伴い、日常のごみ出しに支障をきたすケースの増加等、高齢化社会へ対応した体制への廃棄物処理体制の転換が求められている。

2 資源循環及び適正処理の担い手の確保

- ・ 廃棄物処理業者や市町村が安定して役割を担っていくため、人材の確保や育成、技術の向上、行政や民間事業者等の連携が求められている。

3 大量の食品ロスの発生

- ・ 食品ロスの削減は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において言及されるなど、国際的に重要な課題となっている。
- ・ 我が国では、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。

4 安定的・効率的な施設整備及び運営

- ・ 廃棄物焼却施設の老朽化が進んでおり、安定的かつ効率的な廃棄物処理の確保に向け、廃棄物広域的処理や廃棄物処理の集約化を図ることが求められている。

5 大規模災害の頻発

- ・ 近年、風水害や地震による災害が多発しており、発生する多量の災害廃棄物の迅速かつ安全な処理体制の構築が求められている。

6 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症による家庭から排出されるごみの量や質の変動等の影響や安定したごみ処理の継続に向けた対策が必要となっている。

7 廃棄物に関連する法令の改正状況

- ・ 平成 30 年 4 月の廃棄物処理法の改正や平成 28 年 8 月改正の PCB 特別措置法などの改正状況について記述。

第 3 章 県の廃棄物処理の現状

第 1 節 一般廃棄物

- ・ ごみの排出量や資源化量、ごみの不法投棄の状況や一般廃棄物処理施設等の整備状況について、グラフや表を用いて記述。

第 2 節 産業廃棄物

- ・ ごみの排出量や資源化量、ごみの不法投棄の状況やポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理状況、産業廃棄物処理施設等の整備状況について、グラフや表を用いて記述。

第 3 節 計画目標の進捗状況

- ・ 第 9 次廃棄物処理計画に掲げた目標値に対する達成見込の状況等を記述。

第 4 章 県が取り組むべき課題

第 1 節 県が取り組むべき課題

<県が取り組むべき課題>（下線は、重点的に取り組むべき課題）

- 県民、事業者と連携した 3 R の推進
- 食品ロスの削減の推進
- プラスチック等資源の循環利用
- 持続可能な適正処理の確保
- 高齢化社会への対応
- 不法投棄の未然防止
- PCB 廃棄物の適正処理の推進
- 廃棄物エネルギー活用推進
- ごみ処理広域化・集約化の推進
- 災害廃棄物処理体制の強化

第5章 基本方針と計画目標

第1節 本計画の基本方針

○みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の実現

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進する。

○新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックへの対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

○県民の安全・安心の確保

近年頻発する自然災害に対し、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村等と連携し、迅速な対応が可能な体制を強化する。

第2節 計画目標

- ・ 平成30年度を基準年度とし、令和7年度を目標年度とする数値目標を定める。
- ・ 目標値の設定にあたっては、第4次循環型社会形成推進基本計画で示された目標値を基本とする。

【一般廃棄物】

	H30（基準年度）	R7（目標年度）
	実績値	目標値
排出量（万t）	206	183万t以下
家庭系ごみ排出量（g/人日）	507	440g以下
出口側の循環利用率（%）	22.4	30%以上
最終処分量（万t）	14.3	12万t以下

【産業廃棄物】

	H30（基準年度）	R7（目標年度）
	実績値	目標値
排出量（万t）	1,752	1,690以下
出口側の循環利用率（%）	49.7	52以上
最終処分量（万t）	29.4	28以下

第6章 展開する施策

第1節 施策体系

1 「3Rの推進」

- ・ リデュース・リサイクルの拡充
- ・ 市町村と連携した3Rの推進
- ・ 循環産業の活性化
- ・ 循環資源等の利活用の推進



2 「適正処理の推進」

- ・ 適正処理の推進
- ・ 法令遵守に向けた指導の徹底
- ・ 海岸漂着物の処理の推進
- ・ 今後想定される課題への対応



3 「適正処理体制の整備」

- ・ 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- ・ 県全体における適正処理体制の整備



4 「万全な災害廃棄物処理体制の構築」

- ・ 平時からの備えの強化
- ・ 発災時の対応



第2節 展開する施策

目標達成に向け、実効性のある施策メニュー等を記述。(下線は、重点的に取り組むべき課題に対応した施策)

○3Rの推進

- ・ 食品ロスの削減
- ・ プラスチック使用量の削減・循環利用の促進
- ・ ごみ有料化の促進、分別排出の徹底、分別収集の促進
- ・ バイオマス資源の活用の促進、関係団体との連携強化
- ・ 溶融スラグの利用促進、下水道汚泥等の資源化利用の促進 など

○適正処理の推進

- ・ 優良産廃処理業者認定制度の活用
- ・ 有害廃棄物 (PCB 等) の適正処理の推進、不法投棄の監視と指導の徹底
- ・ 処理困難物の適正処理の検討、高齢化社会への対応の検討 など

○適正処理体制の整備

- ・ 廃棄物処理の広域化・廃棄物処理施設の集約化の促進、省エネルギー・廃棄物エネルギーを念頭に置いた施設整備の促進
- ・ 公共関与の在り方の検討 など

○万全な災害廃棄物処理体制の構築

- ・ 廃棄物処理施設の強靱化、広域処理体制の検討、仮置場の検討
- ・ 広域的な協力体制の確保、関係団体への支援要請 など

第7章 計画の推進

第1節 各主体の役割

- ・ 県民、民間団体、排出事業者、排出処理業者、市町村、県の各主体が果たすべき役割を明確にし、各主体が連携・協働して積極的な取組を展開する。

第2節 進行管理

- ・ マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の考え方に基づく進行管理を行う。